

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和元年11月19日 12時36分ごろ
発生場所	愛知県名古屋港第3区新宝ふ頭C5岸壁 名港東大橋橋梁灯（R1灯）から真方位024°730m付近 （概位 北緯35°03.6′ 東経136°53.0′）
事故の概要	貨物船第一福和丸は、着岸操船中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和元年11月28日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第一福和丸、699トン
船舶番号、船舶所有者等	134630、大同海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾部外板に凹損及び擦過傷 岸壁 コンクリートに擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 7～8、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の初期 愛知県東海市には、11月18日10時10分に強風注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、船長の操船により、名古屋港において岸壁のシフトを開始し、南北に延びる新宝ふ頭C3岸壁に入船右舷着けで着岸操船中、同岸壁の西方約50～70m付近で船首の左舷錨及び船尾の錨を投下して錨鎖を伸出した。 本船は、風力7～8の北西風を左舷船首方から受け、船体が南東方に圧流され始めたので、船長が、主機、バウスラスタを種々使用するとともに、船首及び船尾の錨鎖を巻いて緊張させたものの、圧流され続け、右舷船尾部が新宝ふ頭C3岸壁南方の新宝ふ頭C5岸壁（以下「本件岸壁」という。）に衝突した。 船長は、シフト開始直前に気象情報を入手しておらず、風力が5～6であれば、離着岸操船に支障はないと思っていた。
分析	本船は、強風波浪注意報が発表されている状況下、船長が、シフト開始直前に気象情報を入手しておらず、風力5～6であれば離着岸操船に支障はないと思い、シフトを開始したことから、着岸操船中に風力7～8の北西風により本件岸壁に向かって圧流され、本件岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、強風波浪注意報が発表されている状況下、船長が、シフト開始直前に気象情報を入手しておらず、風力5～6であれ

	<p>ば離着岸操船に支障はないと思い、シフトを開始したため、着岸操船中に風力7～8の北西風により本件岸壁に向かって圧流され、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、最新の気象情報を入手し、天候の悪化が予想される場合には、離着岸操船を見合わせる。